

## 取引参加者に対する要請の実施要件の見直しに伴う審査規則の一部改正について

平成26年1月31日

株式会社名古屋証券取引所

### I. 趣 旨

当取引所は、取引参加者の審査の結果、法令等違反が発生することとなるおそれがあると認める場合には、当該取引参加者に対して所要の措置を講ずるよう要請することとしていますが、法令等違反が発生することとなるおそれがあるとは認められないものの、業務又は財産の状況が適当でないと認められる場合についても、当該状況の改善を促すことを目的として、当該取引参加者に対し、要請を行うこととするよう、要請の実施要件を見直すこととします。

### II. 概 要

項 目	内 容	備 考
○取引参加者に対する要請の実施要件の見直し	・当取引所は、審査の結果、法令等に違反する行為が発生することとなるおそれのある場合に所要の措置を講ずるよう取引参加者に要請することとしていますが、取引参加者の業務又は財産の状況が、当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない又は適当でないこととなるおそれがある場合には、法令等に違反することとなるおそれの有無にかかわらず、審査規則に基づく要請を行うこととします。	・取引参加者規程第46条第1項に規定する勧告の実施要件と平仄を合わせるよう改正します。

### III. 実施時期（予定）

- ・平成26年4月1日から施行します。

以 上